

2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子について

【計画策定の基本的な考え方】

本計画の策定にあたり、障害者基本法に基づく障がい福祉施策の取組みを基本理念としている「市町村障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称「障害者総合支援法」）に基づく国が定める自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定する。

また、従来「市町村障害福祉計画」に含まれていた障害児支援については、平成28年6月に公布された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、平成29年度から第1期計画として新たに策定した。

この障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっていることから、本町でも「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定するものとする。

なお、平成30年度に策定された、まちづくりの指針である「第6期幕別町総合計画」、令和元年度に作成された、地域福祉の指針である「幕別町地域福祉計画」や他の個別計画との整合性を図りながら策定する。

【計画の期間】

本計画のうち、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」にあたる「幕別町障がい者福祉計画」は、町が障がい者のための施策を計画的に進めていくための総合的な計画としての位置付けであることから、長期間を見据え、計画期間を6年とし、令和8年度までの計画となっている。中間年次となる令和5年度には実績に対する評価を行い、次に記述する、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の3年毎の計画と合わせ見直しを行う。

また、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」にあたる「第7期幕別町障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたる「第3期幕別町障がい児福祉計画」は、障がい者・障がい児のサービス整備と円滑な実施を計画的に図るための計画であり、サービスの必要見込量やその確保のための方策を示すものであり、国が策定している基本指針に示されている3ヵ年計画とし、令和6年度を始期とし、令和8年度までの計画とする。

【計画の性格】

① 障がい者福祉計画《根拠法令：障害者基本法第11条》

すべての障がいのある人に対する障がい者福祉事業の全般にわたる計画として、障がいのある人が自立して普通に暮らせるまちづくり、地域に住む人が障がいの有無、老若男女を問わず、お互いに支えあうまちづくりを目指した計画として策定する。

② 障がい福祉計画《根拠法令：障害者総合支援法第88条》

国の規定による障がい福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、年次ごとに障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、地域生活や一般就労への移行、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画として策定する。

③ 障がい児福祉計画《根拠法令：児童福祉法第33の20》

障がい福祉計画と同様に、国の規定による障がい福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量を定める計画として策定する。

④ 障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の一体的策定

《根拠法令：障害者総合支援法第88条第6項及び第7項、児童福祉法第33条の20第6項及び第7項》

この3つの計画は、障がいのある人が自立して生活ができるよう地域全体が支えるまちづくりを理念としており、また、連携して事業を行っていく必要があることなどから、整合性を図りつつ調和が保たれたものとして一体的に策定する。

【国の関連計画】

- ・「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度） 令和4年策定

【道の関連計画】

- ・（次期）「第3期北海道障がい者基本計画」（令和6年度～令和11年度）
- ・（次期）「第7期北海道障がい福祉計画」（令和6年度～令和9年度）
- ・（次期）「第3期障がい児福祉計画」（令和6年度～令和9年度）※障がい福祉計画と一体となった計画として策定

【計画策定体制及び策定後の評価分析】

本計画は、障がいのある人の生活実態や支援施策に関するアンケート調査結果、障がいのある人やその家族を含めた地域住民、福祉関係者の声を聴き取るため、「自立支援協議会」やパブリックコメント（意見公募）を活用し、それらの意見を踏まえて、「幕別町障害者福祉計画策定委員会」から答申を受けて、策定していく。

なお、本計画を効率的・計画的に推進していくために、「幕別町障害者福祉計画策定委員会」で本計画の進捗状況等を定期的に把握・評価分析をしていくとともに、必要があると認められるときは、計画の変更等の措置を講じていく。

【計画の基本理念】

障害者基本法で規定する基本的理念にあるとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められている。

また、幕別町地域福祉計画の基本理念を「地域でともに支えあい健やかに安心して暮らせるまちづくり」と定めており、すべての住民がいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや、地域の住民が互いに協力し支えあう地域社会を築くことを目標としている。

このことを踏まえて、当計画では、障がいのある人が自立して普通に暮らし、また地域に住む人が、障がいの有無や老若男女にかかわらず、自然に交わり、支えあうまちづくりを目指して、「自立・社会参加・共生」を基本理念とする。

『自立』

障がいのある人とその家族が、地域の中で自立して生活ができ、安心・安全に生活できるまちづくり

『社会参加』

障がいのある人が、地域の一員として社会参加をしていき、生きがいをもって地域社会に貢献できるまちづくり

『共生』

地域の住民が互いに協力し支えあい、障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくり